

(公印・割印省略)

2小長包第125号
令和3年3月24日



小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

小郡市長 加 地 良 光
(長寿支援課地域包括支援係)

小郡市地域包括支援センター運営協議会の委員推薦について (依頼)

早春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、当市の高齢者福祉行政におきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記協議会委員として島田 昇二郎様の推薦をいただき、委員として参加いただいておりますが、今回の任期が令和3年3月31日をもって満了となります。つきましては、下記により、貴職から委員を改めて推薦していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 推薦書・承諾書
別紙「小郡市地域包括支援センター運営協議会委員推薦書」
別紙「承諾書」
推薦をお願いする委員数 1名
- 2 任期
令和3年4月1日～令和6年3月31日まで(3年間)
※任期につきましては、推薦書・承諾書受付後、遡って委嘱いたします
- 3 提出期限
令和3年4月30日(金)まで
- 4 小郡市地域包括支援センター運営協議会規則
別紙のとおり
- 5 提出先及び問合せ先
〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 市民福祉部長寿支援課 地域包括支援係：担当 福山・金子
電話番号 0942-72-2111 内線457
E-mail : houkatsu@city.ogori.lg.jp

小郡市地域包括支援センター運営協議会委員推薦書

令和 年 月 日

小郡市長 加地 良光 様

所 属

代表者名

印

標記の件について、下記の者を委員として推薦します。

所 属		
職 名		
氏 名		
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

承 諾 書

このたび、私の所属団体から推薦を受けた「小郡市地域包括支援センター運営協議会」の委員になることに承諾いたします。

令和 年 月 日

小郡市長 加地 良光 様

所 属		
職 名		
氏 名		印
住 所	勤務先等	
	自 宅	
電話番号	勤務先等	
	自 宅	

小郡市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

番号	規則条項		組 織 等	氏 名
1	第3条第1項第1号	介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び団体	小郡三井医師会 代表	シマダ ショウジロウ 島田 昇二郎
2	第3条第1項第1号	介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び団体	小郡三井歯科医師会 代表	ウシジマ マサヒデ 牛嶋 真 徳
3	第3条第1項第1号	介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び団体	久留米三井薬剤師会 代表	アラツシ ヒロ 荒 津 俊 弘
4	第3条第1項第2号	介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者	小郡市老人クラブ連合会 代表	タケヒサ ヤスヨ子 武 富 泰 子
5	第3条第1項第2号	介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者	おごおり女性協議会 代表	クギモト カズヨ子 釘 本 和 子
6	第3条第1項第3号	介護保険制度以外の地域の社会的資源又は地域における権利擁護、相談事業を担う者	小郡市社会福祉協議会 代表	ヨシツカ ケン ユキ 吉 塚 邦 之
7	第3条第1項第3号	介護保険制度以外の地域の社会的資源又は地域における権利擁護、相談事業を担う者	老人福祉施設 代表	ヒヤマ コウジ 肥 山 浩 二
8	第3条第1項第3号	介護保険制度以外の地域の社会的資源又は地域における権利擁護、相談事業を担う者	小郡市民生委員・児童委員協議会 代表	コンドウ タダヨシ 近 藤 忠 義
9	第3条第1項第4号	地域ケアに関する学識経験者	小郡市介護認定審査会 代表	フルカワ テツヤ 古 川 哲 也

委員任期 平成30年10月1日～令和3年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、小郡市地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、小郡市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(運営協議会の所掌業務)

第2条 運営協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他の地域包括ケアに関すること。

(運営協議会の委員)

第3条 運営協議会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者
- (3) 介護保険制度以外の地域の社会的資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平30規則14・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表者等から意見を聴くことができる。

(平30規則14・一部改正)

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、運営協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行わなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、市民福祉部長寿支援課において処理する。

(平30規則19・令2規則6・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小郡市在宅介護支援センター運営協議会設置規則の廃止)

2 小郡市在宅介護支援センター運営協議会設置規則(平成4年小郡市規則第3号)は、廃止する。

附 則(平成30年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月22日規則第19号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年2月17日規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。